

# 伊佐市農業委員会第 13 回総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 27 日（金）午前 9 時 00 分から 11 時 05 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (23 人)

会 長 13 番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2 番委員	8 番委員	1 番推進委員	11 番推進委員
3 番委員	9 番委員	2 番推進委員	12 番推進委員
4 番委員	10 番委員	3 番推進委員	13 番推進委員
5 番委員	11 番委員	4 番推進委員	14 番推進委員
6 番委員	12 番委員	7 番推進委員	15 番推進委員
7 番委員		8 番推進委員	

4. 欠席委員 (4 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 3 番委員 4 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「非農地証明願」について

議案第 6 号「別段の面積（下限面積）」の決定について

議案第 7 号「職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和元年度 第13回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
鹿児島県もついにコロナウイルスの感染者が1名出たということで昨日発表がありました。イギリスから始良に帰省された方でその方を迎えに行った方が感染していないか検査を行っている状況のようです。

このコロナウイルスについては経済的にも非常に頻拍する件も起きていますので、皆さん方、体に十分気を付けて活動をしていただければありがたいと思います。

先日、市職員の異動内示が発令され、農業委員会の職員も該当者がありました。追加案件で職員の任免について協議をしてもらいます。

本日は、出席人数は12名で規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

3番農業委員と4番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 資料は1ページをご覧ください。

報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから12ページになります。

農地法による解約が1件、田1筆です。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が45件、田104筆、畑21筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し、委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、報告2「農地の利用目的変更」についてお願い

いたします。

事務局

13ページをお開き下さい。

報告2「農地の利用目的変更」につきまして、去る3月13日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請者は、伊佐市大口篠原に居住されています YMさんで、年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字榎田1266番3と字篠原2081番2で、地目は田、地積は2筆合計2,946㎡で、篠原自治会館から北西へ約450mに位置しています。

申請地は国土調査時に、それまでの水路がなくなり水田としての機能が失われ、2081番地2には野菜が作付けされ、また、1266番3は果樹が植栽してあり、今後も水田としての利用が望めないため畑に地目を変更するものであります。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長

報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し、委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長

なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について説明いたします。

14ページをご覧ください。

番号1の譲渡人は、伊佐市大口針持に居住されている STさんです。

譲受人は、伊佐市大口針持に居住されている 認定農業者の YYです。

経営面積は田14,115㎡、畑1,604㎡、合計15,719㎡を耕作されています。

土地の所在地は、伊佐市大口針持字二反田1860番1で、地目は田、地

積は2,592㎡で、針持小学校から西へ約1.5kmに位置し、圃場整備された田です。

続きまして番号2については、1月総会でも若干説明しましたが、この2番については農地保有合理化団体が行う農地売買等の事業です。

この事業は農地保有合理化団体が購入予定者に代わり、農地所有者に売買代金を支払い、一定期間農地を保有しこの間は農地購入予定者に貸し付けられ、一定期間後購入予定者に譲り渡す事業となっております。3作した後にS農園さんが購入される予定となっております。

譲渡人は、伊佐市大口山野に居住されているHKさんです。

譲受人は、鹿児島市名山町に事務所を置く公益財団法人K地域振興公社です。農地保有合理化団体となっております。

土地の所在地は、伊佐市大口山野字垣内2072番3外3筆で、地目は田、地積は4筆合計5,693㎡で、大口夢さくら館より北西へ約800mに位置し、圃場整備地域内にあり良く管理された田です。

続きまして、貸借について説明いたします。

26ページをご覧ください。

期間は1年から20年で、面積は田215,465㎡、畑30,128㎡の計245,593㎡です。利用権を設定する者の数58名、利用権の設定を受ける者の数43名です。

土地の詳細につきましては、15ページ番号1から25ページ番号63のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。  
皆さんご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号17番については、取下げ申請が提出されました。

整理番号1番から19番まで一括で報告をお願いします。

ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る3月23日に現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は82歳です。

渡し人 MKさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字堂ノ脇800番11外2筆で、地目は田、地積は合計2,927㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、252,608㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る3月24日現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。

申請人 NRさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 IHさんは、始良市平松に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字コモ古川401番1外2筆で、地目は田、地積は合計4,476㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、149,250㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.7kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しな

いと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいしませ、私の報告を終わります。

議長

整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る3月24日に現地調査を行いましたので、私5番が報告いたします。

申請人 AHさんは、出水郡長島町に居住され、年齢は41歳です。

渡し人 ANさんは、出水郡長島町に居住され、年齢は68歳です。2人は親子で、外1名は熊本県在住のNTさんです。

申請地は、伊佐市大口平出水字折小野1961番外1筆で、地目は田、地積は合計5,113㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は今回の贈与分5,113㎡で取得可能面積です。農業従事者は3名で、通作距離は約60kmで、現況は良く管理された農地で、申請人母の実家であり、今まで親子で耕作されてきました。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいしませ、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る3月24日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。

申請人 HKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 KYさんは、神奈川県横浜市栄区に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字竹下3460番2で、地目は畑、地積は278㎡、同じく字小俣後3586番1で、地目は田、地積は436㎡の地積合計714㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は58,253㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営

意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号5番、6番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番について、去る3月19日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたしまます。

申請人 Y Tさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は58歳です。

渡し人 B Aは、佐賀県鳥栖市本町に所在され、年齢は54歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字中村1134番1で、地目は田、地積は259㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は15,350㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、事務局の報告を終わります。

続きまして、整理番号6番について、去る3月19日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたしまます。

申請人 S Iさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は74歳です。

渡し人 G Tさんは、伊佐市大口大田に所在され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字ツツジ山2045番1で、地目は畑、地積は1,823㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は、総会資料24ページの番号62番に報告がある利用権設定1,665㎡と、今回の取得面積1,823㎡と合わせ3,488㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、事務局の報告を終わります。

議長

整理番号7番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番について、去る3月25日に現地調査を行いましたので、私6番が報告いたします。

申請人 DIさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 DHさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字東迫418番2外3筆で、2筆が地目は田で1筆は畑、田地積は1,925㎡と畑地積704㎡で、4筆合計2,629㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は16,232㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約8.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号8番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。

申請人 THさんは、宮崎県都城市郡に居住され、年齢は73歳です。

渡し人 TMさんは、熊本県天草市河浦町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字小城716番で、地目は田、地積は377㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は5,059㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、申請人 THさんの実家より約50mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わ

ります。

議長 整理番号9番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、私4番が報告いたします。

申請人 KSさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 MHさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字高野原1397番外3筆で、地目は畑、地積は合計2,462㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は30,234㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は0.6kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号10番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、私5番が報告いたします。

申請人 UMさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は79歳です。

渡し人 AAさんは、東京都八王子町に居住され、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字内村3097番で、地目は田、地積は417㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は11,331㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長	<p>整理番号11番、12番、13番について、3番農業委員の報告を求めます。</p>
3番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番、12番、13番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。</p> <p>整理番号11番の申請人 MMさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は66歳です。</p> <p>渡し人 HSさんは、鹿児島市南林寺町に居住され、市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口田代字上前田837番1で、地目は田、地積は476㎡の所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は24,499㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>続きまして、整理番号12番について申請人 ISさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は72歳です。</p> <p>渡し人 HSさんは、鹿児島市南林寺町に居住され、市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口田代字下前田848番外1筆で、地目は田と畑で、地積は合計625㎡の所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は11,984㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>続きまして、整理番号13番について申請人 UMさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は65歳です。</p> <p>渡し人 HSさんは、鹿児島市南林寺町に居住され、市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口田代字上前田837番5外1筆で、地目は田、地積は合計960㎡の所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は3,580㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約12.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により整理番号11番、12番、13番は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号14番について、6番農業委員の報告を求めます。</p>

6 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号14番について、去る3月25日に現地調査を行いました。申請人の株式会社 Yは、3月1日から31日までコロナウイルス予防のため、休業で現地調査ができなかったため、次の4月まで保留とさせていただきたいと思っております。</p> <p>現場を見ましたが、場所がはっきりせず申請人がいないと確認できないことから保留にしました。</p>
議 長	<p>整理番号15番について、11番農業委員の報告を求めます。</p>
1 1 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番について、去る3月18日に現地調査を行いましたので、私11番が報告いたします。</p> <p>申請人 TAさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は58歳です。 渡し人 TTさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は86歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字川原田86番2外4筆で、地目は田、地積は合計7,684㎡で、所有権移転贈与です。</p> <p>受人の経営面積は今回の贈与分7,684㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は0.7kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>整理番号16番について、7番農業委員の報告を求めます。</p>
7 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号16番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。</p> <p>申請人 OKさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は56歳です。 渡し人 NKさんは、大阪市東淀川区に居住され、年齢は76歳です。 申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山1215番2で、地目は畑、地積は329㎡で、所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は議案第1号の番号58の利用権設定分2,942㎡と今回の売買分329㎡の合計3,261㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は12.0kmで、現況は不耕作地です。経営意欲</p>

はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号18番について、2番農業委員の報告を求めまます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号18番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたしまます。

申請人 TSさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は81歳です。

渡し人 MHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口里字井手原438番1で、地目は田、地積は857㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は12,556㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号19番について、この議案は7番農業委員が譲受人になっていまますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので議案の審議から終了まで退席をし、議案終了後、入室、着席をお願いします。

(「7番農業委員」退席。)

議長 12番農業委員の報告を求めまます。

12番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号19番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたしまます。

申請人 TAさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 KHさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は87歳です。  
申請地は、伊佐市菱刈市山字大丸959番外3筆で、地目は田、地積は合計8,945㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は19,600㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「はい」という声、多数あり。)

6番農業委員 私の報告はこれでよかったですかね。現地の確認はできなかったんですけど。

事務局 直接、事務所の方に行かれたのですか。代理人で、行政書士が入らているかと思しますので、行政書士の方には連絡されなかったのですか。  
申請時点で、行政書士の話では整地し農地に戻して、薬草等の栽培をされるとのことだったんですが。

6番農業委員 現況はそう簡単にできそうな場所ではなかったんですけど。

事務局 見た感じではそうなんですけど、だからと言って、ここはできないだろうと、今の時点では難しいので、一概に荒れているから無理だというのは、代理になり話をしたうえでそういう風に判断されたのであれば、そうなるかと思ひます。代理人の方の話も聞かないで保留というのはいかがなものかなと思ひます。

6番農業委員 代理人の方が来られても、私が委任されていると言われてもわからないんですよね。

事務局 そういった事情であれば、事務局にご連絡いただければ、何か対応できたのかなと思ひます。

事務局 本来であれば、代理人さんがいますので、ご連絡していただいて申請地が荒れている状態であれば、どういう風にして耕作できるようにしていくのか、お話を聞いていただくのが第1段階だと思います。

今回の場合が、農業委員さんが見られてちょっと難しいと判断されて、その判断であります。相手さん方の話を聞いていない部分もありますので、今月ここでの判断は不可能だと思われまますので、保留が妥当かと思ひます。

議長 外にこのことについて、意見、質問はありませんか。  
よろしいですか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番から整理番号19番について、14番が保留、17番が取下げ、外17件許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番から整理番号19番について、14番が保留、17番が取下げ、外17件許可が決定いたしました。

議長 ここで、7番農業委員の入室をお願いします。

(「7番農業委員」入室)

議長 7番農業委員、許可が決定いたしました。

7番農業委員 ありがとうございます。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数19件について、1件の保留、1件の取り下げ、17件の許可が処分決定しました。

————— 議案第3号 —————

議 長	議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号1番について6番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員	<p>議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号1番について、去る3月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、4番農業委員、12番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。</p> <p>当申請は、東京都豊島区池袋に所在する N株式会社 代表取締役 S Tさんが、伊佐市大口宮人字牛田1942番4、地目は畑、地積は1,750㎡に予定していた太陽光発電施設を、神奈川県横浜市神奈川区に所在する株式会社 HW 代表取締役 NKさんが引き継ぐものです。</p> <p>太陽光発電施設事業ですが、パネル枚数は270枚、発電出力は49.5kWを予定しています。</p> <p>所在地は、東側と西側は山林、南側は墓地、北側は太陽光発電施設で周囲に与える影響はないものと思われまます。</p> <p>添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、決定いたしました。</p>
議 長	整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番  
農 業 委 員 号3番について、去る3月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、13番農業委員、13番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査を  
しましたので、3番が報告いたします。  
譲渡人は、東京都豊島区池袋に所在する N株式会社 代表取締役 S  
Tさんです。  
譲受人は、福岡県福岡市博多区に所在する 株式会社 Hシステム 代  
表取締役 HKさんです。  
理由としては、令和元年5月5日に許可後、譲渡人の事業遂行が困難に  
なり、施工可能な譲受人へ継承及び譲渡を行うものです。  
申請地は、伊佐市大口青木字砂取ノ脇1054番2外2筆で、地目は田  
2筆と畑1筆で、地積は田2筆計985㎡、畑688㎡の3筆合計1,67  
3㎡です。  
添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、被害防除計画書、被害防除  
に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されてお  
ります。  
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ  
ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたし  
ます。以上で報告を終わります。

議 長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はござ  
いませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求  
めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、決定いたしました。

議 長 議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件数  
2件について、2件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る3月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、13番農業委員、3番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口堂崎に居住されている MHさんで、年齢は46歳です。

譲渡人は、大阪府堺市堺区山本町に居住されている YZさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、第3種農地で、転用目的は事務所及び駐車場となっております。

申請地は、伊佐市大口里字穂北山284番1外1筆で、地目は田、地積は合計622㎡であります。

所在地は、伊佐市医師会立准看護学校から東へ約500mに位置し、南側は宅地、東側も宅地、北側も宅地、西側は田であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

		よって整理番号1番は処分決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	議 案 第 4 号	<p>「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る3月23日、申請人のMHさん立会いのもと、2番農業委員、15番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口下殿に居住されているMHさんで、年齢は30歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈下手に居住されているHKさんで、年齢は41歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は一般住宅となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口鳥巢字外一町1062番2で、地目は畑、地積は476㎡であります。</p> <p>所在地は、伊佐市営球場から西へ約200mに位置し、東側は宅地、西側は畑、南側も畑、北側は道路で、周囲に与える影響はないと思われま。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は処分決定いたしました。</p>

議長 整理番号3番については、譲渡人死亡のため取り下げ申請が提出されました。整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る3月23日、申請人のNYさん立会いのもと、4番推進委員、私7番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈川南に居住されているNYさんで、年齢は39歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈川南に居住されているNSさんで、年齢は75歳です。

本申請は、所有権移転贈与で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は一般住宅となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川南字荒瀬668番1で、地目は畑、地積は584㎡であります。

所在地は、湯之尾橋から南東へ約500mに位置し、四方は宅地に囲まれており、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について、1件の取り下げ、3件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。  
整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る3月23日、申請人の代理人 M行政書士立合いのもと、5番農業委員、15番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

申請人 AKさんは、始良市加治木町に居住されています。

申請地は、伊佐市大口大島字徳ヶ島988番2外1筆で、地目は田、地積は合計835㎡です。

周囲の状況は、道路と宅地と田に隣接しており、非農地となった時期及び理由として、平成の初め頃から耕作を放棄し一部は通路として利用されその他の土地は雑草等が植生している状況です。

所在地は、JAの農機具センターから西へ約500mに位置し、東側は田、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地となっています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る3月23日、申請人のIHさん立合いのもと、2番農業委員、15番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。

申請人 IHさんは、伊佐市大口鳥巢に居住されています。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字上松2390番5で、地目は畑、地積は374㎡です。

園田自治会館より南へ約300mに位置しています。

周囲の状況は、東側が道路、西側が雑種地、南側も雑種地、北側が宅地となっております。

非農地となった時期は、平成5年月日不詳で、原因は、平成5年に南側の車庫、平成17年に西側の車庫を建築したことによるものです。なお、令和2年1月に南側の車庫を解体しています。現況は、全てセメントで塗り固めた宅地となっております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、10番農業委員の報告を求めます。</p>
10番 農業委員		<p>議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番につきまして去る3月23日、事務局立合いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。</p> <p>申請人 BAさんは、佐賀県鳥栖市本町に居住されています。</p> <p>申請地は、伊佐市大口木ノ氏字中村1131番で、地目は畑、地積は378㎡です。</p> <p>非農地となった時期及び理由として、平成2年月日不詳より近所の知り合い無償で貸していたが倉庫を建てられ、そのまま借主が返され倉庫を建てたままになっています。</p> <p>申請地の位置は、木ノ氏の内田工業より南へ約200mで、北側は宅地、東側は田、西側は田と道路、南側は田であります。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、所有者は他県で生活しており農地性は喪失し、農地への復旧は困難であると判断しました。</p> <p>添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。</p>

議 長	整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員	<p>議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号4番につきまして去る3月23日、申請人のMHさん立合いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。</p> <p>申請人MHさんは、伊佐市大口篠原に居住されています。</p> <p>申請地は、伊佐市大口篠原字土取912番外3筆で、地目は畑、地積は合計885㎡です。</p> <p>非農地となった時期及び理由として、昭和52月日不詳より農業用倉庫や資材置場として整備をして、今後も耕作する予定がないことから非農地証明を願い出るものです。</p> <p>申請地の位置は、大口高校より東へ約500mで、北側は畑、東側も畑、西側は宅地、南側は農道であります。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、全体が農業用倉庫と資材置場で農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。</p> <p>添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。</p>
議 長	議案第5号「非農地証明願」4件申請のうち、4件の許可が決定いたしま

した。

議案第6号

議長 議案第6号農業委員会が定める「別段の面積（下限面積）」農地第3条第2項第5号の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「別段の面積（下限面積）」の決定についてご説明いたします。平成21年の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として定めることができる。とあります。

伊佐市では平成27年4月20日より市内全域の下限面積を30aと定め、また、平成29年10月1日より特例農地として、空家バンクに付属する農地を下限面積1㎡と定めています。

令和2年度も引き続き、今年度と同様に運用させていただきたいと考えております。

委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 只今、事務局の説明がありました。伊佐市は平成27年4月20日より30a以上となっているわけですが、変更するか否かを委員の皆様にお聞きしたいと思います。

意見のある委員の方は意見を申し出ただけでないでしょうか。

7番農業委員 空家バンクに付属する農地は、空家バンクに登録していなければだめなんですね。

事務局 企画政策課の方に空家バンクの台帳がありまして、そちらの方に登録されている空家に付属する農地についてのみ、特例で扱うことになります。

7番農業委員 相対で空家を購入したいということで、話がまとまってそれに畑等が付随してついていた時に、たとへばこのままではだめだということで、空家バンクに登録してもらい、空家バンクとて売買を成立されることについては、そのような応用はできるんですか。

事務局 このような場合もあるかと思いますが、正式な手続きとしましては空家バンクの方に登録できるか、登録された場合そこに付随する農地であれば問題

		はないかと思います。
議	長	他にございませんか。 よろしいですか。  (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番について、「別段の面積(下限面積)」について、伊佐市は現行のまま下限面積は、30aでよろしいですか。  (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって議案第6号農業委員会が定める「別段の面積(下限面積)」農地法第3条第2項第5号については、伊佐市農業委員会は30aとすることにいたします。  ————— 議案第7号 —————
議	長	議案第7号「職員の任免」について、議題といたします。事務局の説明を求めます。
事	務	別添の資料をご覧ください。 議案第7号「職員の任免」について、令和2年4月1日付け人事異動につきまして、3月23日伊佐市市職員の異動内示の発表がありました。 これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第26条第3号の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっておりますが、農業委員会事務局も次の職員が異動となっております。 条例等の関係で、異動発表後の任免となることをご了承願います。 それでは発表いたします。 まず、転出につきまして、ST農地振興係係長が農政課へ異動です。 続きましてについて、農地振興係にBK係長が地域総務課の市民窓口係から転入になります。 異動は以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番事務局の説明のとおり任免することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって議案第7号「職員の任免」については承認されました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の45ページをお開きください。3月の月例報告をします。  
5日、3月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。  
23日、現地調査を一斉にしております。27日、本日は第13回農業委員会の総会です。  
4月の行事予定ですが、9日に4月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。  
23日が現地調査です。28日が令和2年度第1回の農業委員会総会を行う予定です。  
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(「なし」という声、多数あり。)

事務局 以上で、令和元年度 第13回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。  
一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前11時05分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 3 ..... 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 4 ..... 番 .....